

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	田村市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/3/mynumshowinfo.html

執行機関名 田村市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	田村市営住宅等条例(平成17年田村市条例第180号)による市営住宅及び公的賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの(市が単独で設置した市営住宅)
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田村市個人番号の利用に関する条例 別表第1第4の項 田村市営住宅等条例(平成17年田村市条例第180号)による市営住宅及び公的賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	田村市営住宅等条例(平成17年条例第180号)第2条第1号及び第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの及び法の規定によらないで市が単独で、設置したものをいう。 第3条 住宅に困窮する者を入居させるため、市営住宅及び特定公共賃貸住宅並びに公的賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		田村市営住宅等条例(平成17年条例第180号) 田村市営住宅等条例施行規則(平成17年規則第146号) 公営住宅法施行規則(昭和26年7月21日建設省令第19号)